

●実習生が妊娠、出産等を理由として、技能実習期間満了前に帰国をする場合、こちらの申告書を技能実習生本人が作成します。  
●技能実習生が自筆で母国語による記載が必要です。なお、技能実習生の署名を求める場合には、技能実習生が十分に理解できる言語を併記しなければならないことに御留意ください。

## 妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書

下記の事項を申告します。

記

1 私は、現在、

- 妊娠  
 子を出産  
しています。

●監理団体又は企業単独型実習実施者において保管するようにしてください。

2 私は、監理団体、実習実施者の役職員である（※）（氏名：組合太郎、組合次郎）から、

- 日本では、妊娠等を理由に解雇や不利益取扱いをすることが禁止されていること  
 妊娠中の女性労働者は以下のことが請求できること
- ① 他の軽易な業務に転換すること（妊娠中のみ）
  - ② 1週間又は1日の労働時間が法定時間を超えないこと（妊産婦）
  - ③ 時間外労働、休日労働又は深夜業をしないこと（妊産婦）
- 妊娠中の女性労働者は以下の期間、休業ができ、休業期間中は加  
出産手当金（休業開始前の賃金の67%相当額）が支給される可能性があること
- ① 本人の請求により、出産予定日前の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）—
  - ② 就業させてはならない期間として出産後の8週間（ただし、産後6週間経過後に、本人が請求し、医師が支障のないと認めた業務に就くことは可能）
- 子供が1歳（一定の場合は最長2歳）になるまでの期間、男女労働者が育児休業を取得することができ、休業期間中が加入している雇用保険から育児休業給付金（はじめの6か月は休業開始前の賃金の67%相当額、その後は50%相当額）が支給される可能性があること  
 技能実習を中断し、帰国した場合でも、監理団体や送出国の支援を受けながら、再度入国して技能実習を再開することができること  
 技能実習の再開は、外国人技能実習機構などで手続が必要であること
- について、十分説明を受けました。

●立会者が複数いた場合、意に反して帰国する必要のないことについての説明をした方に○をつけてください。

